

第 8 号

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例  
熊本県公立大学法人評価委員会条例（平成17年熊本県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に熊本県公立大学法人評価委員会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。